

輸送の安全にかかわる情報の公表

令和2年8月
日本交通株式会社

I. 運輸安全マネジメントに関する公表

当社は平成18年10月の運輸安全マネジメント導入により、旅客自動車運送事業運輸規則第2条の2の規定に基づく運輸安全マネジメントにかかわる情報を公表します。

1. 輸送の安全に関する基本的な方針

輸送の安全の確保が事業経営の根幹である。

Plan-Do-Check-Actの手法で、安全の確保を一步ずつ確かなものにして行く企業運営を目指す。

2. 輸送の安全に関する目標及びその達成状況

*タクシー部門

期間：今年度（H30.11.21～R元.11.20）

(1) 今年度の目標とその達成状況

・目標

日本交通グループの事故審議会規定の有責事故の審議基準に定める『自損後方事故の防止』を目標とすることにした。

①発生した自損後方事故については、一件一件事故内容の掘り下げを行い、事例として日本交通グループ全体に掲示等により共有することとする。

②バックカメラ導入の検討を行う。

・達成状況

① 日本交通株については期間中の有責事故366件、うち自損後方事故は56件、15%を占めていた。

日本交通大阪地区については同期間中の有責事故881件、うち自損後方事故は143件、16%を占めていた。

②期間中の日本交通大阪地区の自損後方事故について事故状況報告書及び各所属
掲示等により情報共有を行った「自損後方事故情報」により傾向を確認した。

確認した項目：時間帯、天候、発生場所/状況、空車・実車等、なぜ。

・時間帯 昼間（5～17時）49%、夜間（17～5時）51%

・天候 晴れ78%、曇り9%、雨18%

・場所/状況 駐車場41.3%（一般駐車場25%、当社車庫14%、タクシー乗場2%）、
方向転換22%、狭路15% 他

・空車、実車等 空車70%、実車15% 他

・なぜ 漫然運転50%（漫然運転28%、確認不足22%） 他

結果、『条件の良い時に漫然とした運転により自損後方事故を惹起』させていることが確認できた。

③バックカメラ導入の検討については、一部の営業所で試験的に設置したが、調査継続中。

(2) 来年度の目標

引き続き、日本交通グループの事故審議会規定の有責事故の審議基準に定める『自損後方事故の防止』を目標とすることにした。

①発生した自損後方事故については、一件一件事故内容の掘り下げを行い、事例として日本交通グループ全体に掲示等により共有することとする。

自損後方事故情報の様式を一部変更し事故発生時の状況、なぜ、心理面、生理状況の確認も行い事故内容の掘り下げを更に深める。

②引き続きバックカメラ導入の検討を行う。

*バス部門

期間：今年度（H30.11.21～R 元.11.20）

(1) 今年度の目標とその達成状況

・目 標

日本交通グループの事故審議会規定の有責事故の審議基準に定める『自損後方事故の防止』を目標とすることにした。

①発生した自損後方事故については、一件一件事故内容の掘り下げを行い、事例として日本交通グループ全体に掲示等により共有することとする。

・達成状況

①日本交通(株)については期間中の有責事故 117 件、うち自損後方事故は 14 件、12%を占めていた。

日本交通大阪地区については同期間中の有責事故 154 件、うち自損後方事故は 17 件、11%を占めていた。

②期間中の日本交通大阪地区の自損後方事故について事故状況報告書及び各所属掲示等により情報共有を行った「自損後方事故情報」により傾向を確認した。確認した項目：時間帯、天候、発生場所/状況、空車・実車等、なぜ。

- ・時間帯 昼間（5～17 時）88%、夜間（17～5 時）12%
- ・天候 晴れ 77%、曇り 12%、雨 11%
- ・場所/状況 駐車場 70%（一般駐車場 41%、当社車庫 29%）他
- ・空車、実車等 空車 71%、実車 24%
- ・なぜ 後方不注意 65%、ハンドル操作不相当 18%、前方下不注意 6%）、他結果、『条件の良い時に漫然とした運転により自損後方事故を惹起』させていることが確認できた。

(2) 来年度の目標

引き続き、日本交通グループの事故審議会規定の有責事故の審議基準に定める『自

損後方事故の防止』を目標とすることにした。

- ①発生した自損後方事故については、一件一件事故内容の掘り下げを行い、事例として日本交通グループ全体に掲示等により共有することとする。

自損後方事故情報の様式を一部変更して、事故発生時の状況、なぜ、心理面、生理状況の確認も行い事故内容の掘り下げを更に深める。

3. 自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計

(期間：平成31年4月1日から令和2年3月31日まで)

*タクシー部門

(発生日・場所・内容の順)

令和元年 8月・大阪市内・信号無視の単車と衝突

令和元年 10月・尼崎市内・自転車と衝突

*バス部門

(発生日・場所・内容の順)

なし

4. 安全管理規定

別途、ホームページにアップ

5. 輸送の安全のために講じた措置及び講じようとする措置

タクシー、バス部門とも投資計画は年間計画ではなく事案発生時に個別に対応している。

*タクシー部門：バックカメラ導入の検討、衝突回避防止支援パッケージ車両の導入、ドライブレコーダーの装着、バックセンサーの装着、ドアロックキーパーの装着、ヒヤリ・ハットの情報収集、発煙筒の扱い方、

*バス部門：車庫内の事故多発箇所にドライブレコーダーを設置の検討、バス運転支援システムの研究、ドライブレコーダーの装着、車両フラツキ・車間距離警報装置の設置、衝突被害軽減ブレーキシステムの設置、貸切バスの安全性評価制度の認定、貸切バス委託型管理の受委託における訪問審査、適正化事業実施機関による巡回指導、ヒヤリ・ハット情報収集

6. 輸送の安全に係る情報の伝達体制その他の組織体制

*情報の連絡体制

事故審議会において伝達する。

*緊急連絡組織図

別添資料

7. 輸送の安全に関する教育及び研修の実施状況

*タクシー部門

- ・事故審議会（毎月）、安全衛生委員会（毎月）、交通安全講習会（年2回）、年末三無運動、冬季タイヤチェーン講習（年1回）、班長会議（年4回）
- ・安全スローガンを従業員から募集し事業場に掲示（毎月）

*バス部門

- ・事故審議会（年4回）、安全衛生委員会（毎月）、交通安全講習会（年1回）、班長会議（年3回）、バス部交通安全運動（年1回）、冬季タイヤチェーン講習（年1回）、貸切バス委託型管理の受委託における異常時対策訓練に参加
- ・社外での安全運転講習に参加する。

8. 輸送の安全に係る内部監査の結果並びにそれに基づき講じた措置及び講じようとする措置
内部監査は令和2年8月5日に実施。監査執行者は事故審議会の委員の中から選任して行われた。この監査により、経営トップからの安全に関する指示については、メールの配信等により各事業所に浸透され、更に労使双方が参加のもとで定期的に行われている事故審議会、安全衛生委員会において事故防止の意見交換が徹底されていることも確認された。又、事故原因のデータ集積による精査を行い、それを安全マネジメントへ反映させるとともに、日本交通本体の検証だけではなく日本交通グループで安全マネジメントの検証に引き続き取り組むことにした。

9. 道路運送法第22条の2第2項第4号に規定する安全統括管理者に係る情報

安全統括管理者

*タクシー部門

取締役タクシー営業部長

*バス部門

取締役バス部長

II. 処分の内容・講じた措置の公表

当社は、旅客自動車運送事業運輸規則第47条の7第2項の規定に基づき、処分の内容・講じた措置を公表します。

*行政処分の公表（乗用・乗合・貸切・特定）

業種：一般乗用旅客自動車運送事業

命令日：平成31年4月12日

違反事項：道路運送法第27条第3項（輸送の安全等）の規定に基づく、旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項（乗務員に対する指導監督）違反

処分日車：10日車

講じた措置：最高速度の遵守

別添資料

日本交通株式会社
緊急連絡組織図

